平成２６年（フ）第５５３号
広島県廿日市市平良２丁目１番９―202号
債務者　奥田　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７２号
広島市安佐北区三入南２丁目34番21号
債務者　藤永　愛美（旧姓桐下）
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０７号
広島市安佐北区可部３丁目46番19―102号第２大内ビル
債務者　岩本　伸也
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６号
沖縄県那覇市宇栄原４丁目18番５―605号宇栄原市営住宅５
債務者　金城　卓也
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７３号
北海道余市郡余市町大川町７丁目77番地
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第７４号
北海道余市郡余市町大川町７丁目77番地
債務者　高橋　元大
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第７５号
北海道小樽市赤岩２丁目３番５号　グランヴェール山の手102、前住所北海道小樽市赤岩１丁目22番12号
債務者　野呂　　仁
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第７６号
北海道小樽市赤岩１丁目12番６号　赤岩壱番館301号、前住所北海道小樽市赤岩１丁目22番12号
債務者　野呂　しほ
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９５号
秋田県男鹿市鵜木字田屋尻86番地、前住所秋田市下新城笠岡字堰根12番地
債務者　鈴木　正喜
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２号
石川県河北郡津幡町井上の荘２丁目169番地
債務者　岡崎比都美
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２２３号
金沢市大額１丁目465番地２　南野方
債務者　森田　　進
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１３５号
長野県塩尻市大字大門89番地２　サンビレッジ有賀Ｃ101
債務者　小谷　昌之
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１４２号
長野県松本市県２丁目10番20号
債務者　上嶋　孝代
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１４５号
長野県松本市美須々７番19号
債務者　菅野　和光
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３５０号
兵庫県尼崎市東難波町２丁目６番19号ドエル梅香Ⅰ　201、前住所兵庫県尼崎市西難波町６丁目10番７号
債務者　中川　美希
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４００号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目６番９号、前住所兵庫県川西市花屋敷１丁目７番11号
債務者　森口舞衣子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０７号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目35番８号リバストン塚口Ｗ―102、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目11番18号シュレスヘン南塚口102号
債務者　松野富美代
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係